

PCB廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組

平成31年1月
環境省廃棄物規制課

地方環境事務所の体制強化

- 自治体の掘り起こし調査の支援やPCB廃棄物の処分に係る保管事業者への指導強化のため、平成29年度から、地方環境事務所にPCB廃棄物処理に係る専任の任期付職員を配置。
- 電気機器関係、廃棄物関係など専門性を持つ職員を採用。
- 自治体、関係省庁、JESCO、関係団体等の連携を図るとともに、自ら事業者指導等も実施。
- 引き続き更なる体制の増強を図っていく。（平成31年度は近畿以東の各事務所で増員。）

＜PCB廃棄物処理推進に係る各地方環境事務所の任期付職員の定員数＞

地方環境事務所	職位	現状	H31増員	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
東北地方環境事務所(仙台市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
関東地方環境事務所(さいたま市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	2	3
中部地方環境事務所(名古屋市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
近畿地方環境事務所(大阪市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	2	3
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5

※上記以外にも併任で担当する職員を配置。

都道府県市による掘り起こし調査の支援

- 自治体のPCB廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施。

(1) PCB全般に関する 相談窓口

- PCB 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- 自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付
(問合せ内容の例)
 - PCB特別措置法
 - 掘り起こし調査
 - PCB含有の電気工作物、安定器の判別方法
 - PCB廃棄物等の処分方法
 - PCB分析会社の紹介
 - 補助金制度等の紹介

(2) 掘り起こし調査の 問合せ対応

- 調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

(3) 現地調査及び立入 検査の支援

- PCB含有の電気工作物や安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明
- 自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行

(4) 自治体担当者向 け説明会

- 保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- 内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

(5) 事業者向け説明 会

- 一般事業者、保管事業者を対象に実施
- 内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

PCB使用安定器の適正処理を促進する周知、広報の実施

背景

照明器具のPCB使用安定器は事業用建物で使用の可能性があり、対象事業者数が膨大であることから、周知、広報がより重要である。

また、多くの自治体から、マスメディアを活用した大規模な広報、テレビCM等の全国的な広報等を実施してほしいとの要望が寄せられている。

テレビCMによる広報については、昨年度末に処分期間終了間近の北九州事業地域で実施した結果、それを見た保管事業者からの登録が多くあり、一定の効果が確認されている。

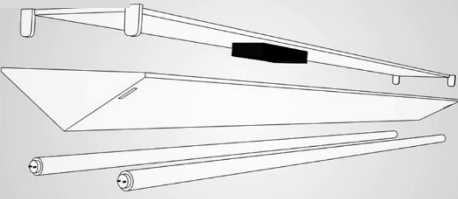
内容(予定)

照明器具のPCB使用安定器の適正処理を促進するテレビCM(15秒程度)を制作し、全国で放映する。(平成31年2月上旬から2週間程度を予定。)

放映を予定しているテレビCMのイメージ (準備中)

〇〇県・相談窓口
0XX-XXX-XXXX

環境省



昭和52年3月までに建築・改修された建物の照明器具は
PCB使用の可能性あります。

〇〇県・相談窓口
0XX-XXX-XXXX

環境省

ポリ塩化ビフェニル

PCB

害

昭和52年3月までに建築・改修された建物の照明器具は
PCB使用の可能性あります。

〇〇県・相談窓口
0XX-XXX-XXXX

環境省

期限内に処分しないと罰則も

3年以下の
懲役



1000万円以下の
罰金

昭和52年3月までに建築・改修された建物の照明器具は
PCB使用の可能性あります。

北九州事業地域の自治体による行政処分の実施状況(平成30年12月末時点)

- 改善命令又は代執行の対象となった事案は、北九州事業地域全体で17件。
(自治体の数は11県市)。

保管事業者が存在し改善命令を发出:9件	資金不足や自治体の指導に従わず処分委託を行わない保管事業者に対して改善命令を发出。 (一部は改善命令期限後に代執行を実施。)
保管事業者不存在により代執行を実施:8件	保管事業者が既に破産している等の理由により、改善命令を経ずに直接代執行を実施。(一部は今後実施予定。)

➤ 全体17件のうち6件が今年度に入ってから発覚した事案。

年度末の行政処分等の対応

- 平成30年度に入っても、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の存在が新規に発覚する事案が発生。
 - 平成31年1月以降に新規発覚した場合、改善命令を行う時間的余裕がないことから、
 - ・1月に新規発覚した事案は、保管事業者に直ちに処理意向を確認し、処理の意向が示されなかった場合及び処理の意向が示されても一定日数内に処分委託契約の締結に至らなかった場合は、行政代執行を実施する
 - ・2～3月に新規発覚した事案は、直ちに行政代執行を実施する
- 等の考え方について、北九州事業地域の自治体に通知し、自治体への説明会を実施。